

2023年3月16日

〒110-8546

東京都台東区上野1丁目15番3号

株式会社ナガホリ

代表取締役社長 長堀 慶太 殿

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所

株主 リ・ジェネレーション株式会社

代理人 弁護士 戸田 裕典

同 弁護士 鈴木 多門

TEL 03-6435-5689

FAX 03-6435-5699

代理権を証明する書面及び議決権行使書面の閲覧謄写請求書

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴社に対して、以下のとおりご通知申し上げます。

当社は、貴社の株式を1,772,700株保有する株主であり、かつ、2023年3月16日に開催された貴社臨時株主総会に（以下「本総会」といいます。）において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができた株主です。

当社は、貴社に対し、本書面をもって会社法310条7項に基づき本総会に係る「代理権を証明する書面」の閲覧及び謄写の請求を、また、同法311条4項に基づき本総会に係る「議決権行使書面」の閲覧及び謄写の請求をいたします。

記

- 1 2023年6月に控えている貴社定時株主総会においては、貴社取締役が全員任期満了を迎えるため、取締役の選任ないし再任議案が必要的に諮られることも踏まえ、引き続き貴社株主である当社として、大至急、本総会における賛否の状況を分析・検討の上、当該定時株主総会に向けた株主提案及び委任状勧誘の

必要性を検討する必要があります。

2 加えて、本総会では、いずれの決議事項についても拍手による採決方法がとられ、貴社提案議案である第1号議案が可決、当社提案議案である第2号議案ないし第8号議案が否決となりました。

そこで、貴社筆頭株主であり提案株主でもある当社としましては、貴社に提出された委任状及び議決権行使書面を直接確認することにより、委任による議決権の代理行使及び書面による議決権行使の有効性に疑義がないか、各議案に係る賛否の票数についての誤りがないか、ひいては、上記決議に瑕疵がないかどうかについて、十分に調査する必要があります。

3 以上の理由により、当社は、貴社に対し、本書面をもって会社法310条7項に基づき本総会に係る「代理権を証明する書面」の閲覧及び謄写の請求を、また、同法311条4項に基づき本総会に係る「議決権行使書面」の閲覧及び謄写の請求をいたします。

ついては、貴社におかれては、上記各書面について、①閲覧及び謄写が可能な日時その他詳細（写しの交付の可否、貴社のコピー機の使用の可否、使用が可能であった場合の費用の有無及びその金額を含みます。）につき2023年3月20日までにご連絡いただくか、又は、②同日までに、エクセル、PDFその他電子データにて当社代理人のメールアドレス（toda@newport-law.com）宛てに送信する方法により閲覧及び謄写の実施をいただきますよう、よろしくお願いたします。

万が一、貴社が任意に本閲覧謄写請求に応じない場合には、当社は、他の場面同様に、裁判所に対して、上記各書面の閲覧謄写請求に係る仮処分命令の申立てを行うとともに、閲覧謄写の遅滞により、当社に不利益が生じた場合には、貴社経営陣に対し損害賠償の請求を行わざるを得ないことを、ご承知おきください。

以上

差出人 〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所

弁護士 戸田 裕典 弁護士 鈴木 多門

受取人 〒110-8546
東京都台東区上野1丁目15-3

株式会社ナガホリ

代表取締役社長 長堀 慶太殿

